



第5次旭川市障がい者計画（素案） 【概要版】

第1章 総論

1 旭川市障がい者計画とは

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、国が策定する「障害者基本計画」及び北海道が策定する「ほっかいどう障がい福祉プラン」を基本とし、本市における障がいのある人の状況等を踏まえ、障がいのある人のための施策の方向性を定めるものです。

2 計画の基本理念

「障がいのある人もない人も、その人らしく活躍し、互いに尊重し合いながら安全・安心に暮らすことのできるまちづくり」

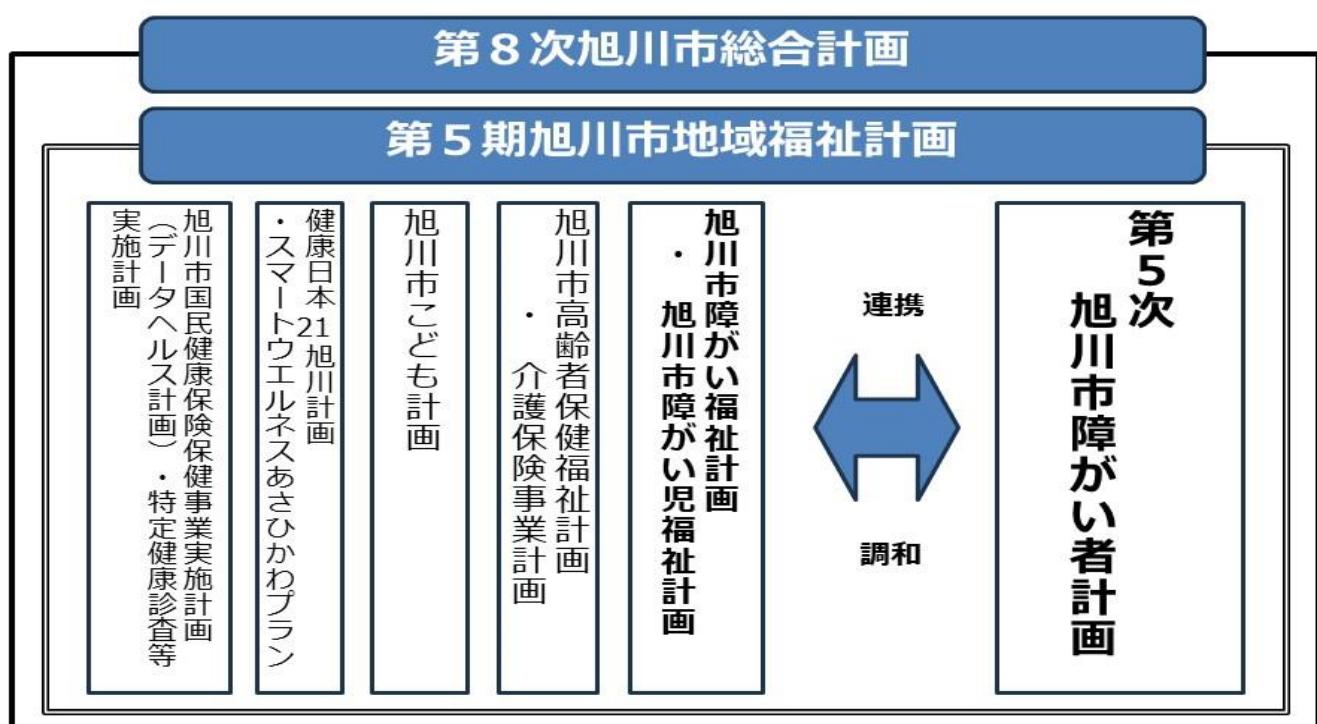
3 計画の期間

令和8年度から令和12年度まで

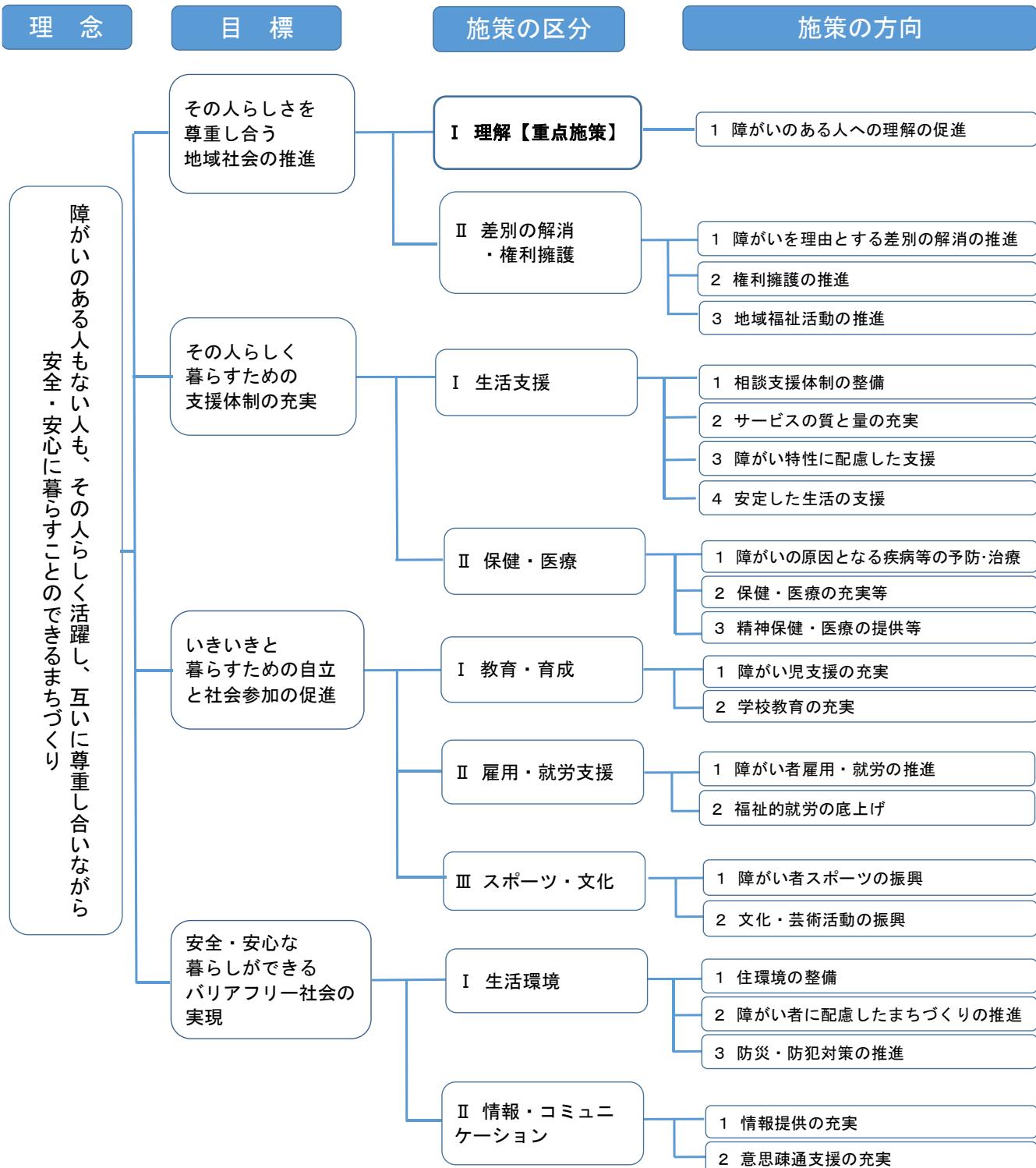
4 計画の位置付け

これまでの本市における障がいのある人への支援の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるために、第8次旭川市総合計画や第5期旭川市地域福祉計画をはじめとする関連計画との整合性に配慮します。

さらに、第5期旭川市地域福祉計画の策定目的である本市における地域共生社会の実現とともに本市の障がい者施策の円滑な推進に向けて、9つの重点施策を設定し、このうち、前計画の進捗状況や策定のために実施したアンケート調査の結果等を踏まえ「理解」を「重点項目」として、取り組みます。



5 計画の体系図



6 旭川市における障がいのある人の状況

【各年度末現在（単位：人）】

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
身体障害者手帳所持者数	16,978	16,761	16,352	15,935	15,658
療育手帳所持者数	4,351	4,590	4,727	4,884	5,043
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,250	3,398	3,644	3,832	3,975
特定医療費（指定難病）受給者証交付数	3,731	3,704	3,860	3,865	3,901

第2章 各論

第1節 その人らしさを尊重し合う地域社会の推進



I 理解

1 障がいのある人への理解の促進

(1) 現状と課題

- ・障がいのある人への理解について、深まっているとは言えず、特に、知的障がい者及び精神障がい者への理解が不足している。
- ・障がいに対する差別や偏見を無くすためには、子どもを対象とした「交流教育」や「福祉教育」など、早期教育が効果的であると考えたり、スポーツなど障がい者との交流も効果的であると考える市民が多い。

(2) 施策の方向

様々な障害の特性や障がいのある人の困りごとを理解し、必要な配慮や支援を行える、心のバリアフリー、ノーマライゼーションの実現に向けた、取組を実施するとともに、障がいのある方が自身のことを発信できる環境を整備し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

(3) 具体的施策

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ・障害者週間記念事業の実施 | ・精神障害者地域社会参加、ふれあい交流事業の実施 |
| ・発達障害啓発事業の実施【新規】 | ・手話言語普及促進事業の実施【新規】 |
| ・障がいに係る啓発デーの周知【新規】 | ・各種出前講座の実施 |
| ・ヘルプマーク及びヘルプカードの普及の推進 | |
| ・障がい者団体等の政策決定プロセスへの関与の推進 | ・交流及び共同学習の推進 |

II 差別の解消・権利擁護

1 障がいを理由とする差別の解消の推進

(1) 現状と課題

- ・言葉や視線、仲間外れなど、日常生活の中で障がい者に対する差別や偏見があり、身体障がい者よりも、知的障がい者及び精神障がい者の方がその割合が高い。
- ・多くの市民が障がい者に対する差別の存在を認識している。
- ・「障害者差別解消法」の認知度が障がいのあるなしに関わらず低い状況である。
- ・令和6年度から「合理的配慮」の提供が民間事業者においても義務化された。

(2) 施策の方向

障がいのあるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人に関する市民の理解を促進するため、普及・啓発活動を推進します。

(3) 具体的施策

- ・普及、啓発活動の実施
- ・相談、紛争解決の体制整備及び地域における関係機関の連携
- ・行政サービス等における配慮【拡充】

2 権利擁護の推進

(1) 現状と課題

- ・障がい者虐待に関する通報や相談の窓口としての旭川市障害者虐待防止センターを設置している。
- ・判断能力が不十分な障がい者に対する権利擁護に関する事業や財産管理を支援する制度等の利用促進が必要である。

(2) 施策の方向

障がいのある人の権利擁護のため、各種制度の普及を図るとともに、利用しやすいよう行政、地域、事業者等が一体となって障がいのある人の権利擁護を促進します。

(3) 具体的施策

- ・障害者虐待防止センターの運営
- ・日常生活自立支援事業への協力
- ・相談窓口間の連携による問題解決
- ・成年後見制度等の普及

3 地域福祉活動の推進

(1) 現状と課題

- ・障がい者の地域活動への参加等、地域・近隣住民との交流が減少している。

(2) 施策の方向

障がいのある人もない人も地域社会において、心から受け入れられ、また支え合いの中で参画するという、ノーマライゼーションの理念による地域福祉活動を推進します。

(3) 具体的施策

- ・地域交流の促進【拡充】
- ・ボランティア活動への支援
- ・旭川市地域福祉計画、旭川市社会福祉協議会地域福祉活動計画の周知
- ・地域福祉活動の推進【拡充】
- ・民生委員、児童委員に対する研修の実施

第2節 その人らしく暮らすための支援体制の充実



I 生活支援

1 相談支援体制の整備

(1) 現状と課題

- ・旭川市障害者福祉センターおぴった内に障がいに関する相談を受ける相談窓口が集積している。
- ・旭川市自立支援協議会を設置し、地域課題の解決に取り組んでいる。
- ・地域生活支援拠点等の充実が必要である。

(2) 施策の方向

障がいのある人やその家族の不安や問題を解決するため、障がいのある人等が相談しやすい支援体制の構築とともに、地域生活支援拠点等の充実に向けた取り組みを行います。

(3) 具体的施策

- ・旭川市障害者総合相談支援センターの機能強化
- ・相談支援機関の連携強化、体制の充実【拡充】
- ・地域生活支援拠点等の充実

2 サービスの質と量の充実

(1) 現状と課題

- ・障害福祉サービス、障害児通所支援及び計画相談支援の提供体制が拡大しているが、医療的ケアや強度行動障害など重度の障がいのある人が利用できる事業所は限られている。
- ・相談支援専門員が不足している。

(2) 施策の方向

障がいのある人の地域生活への移行を推進する観点から、医療的ケアが必要な人や重度の障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等の質と量の充実に努めます。

(3) 具体的施策

- ・不足している障害福祉サービス等の改善
- ・障害福祉サービス等の質の確保【新規】
- ・地域生活支援拠点等の充実【再掲】

3 障がい特性に配慮した支援

(1) 現状と課題

- ・障がいは多様化し、特性が異なるため、それぞれに配慮した支援が必要。

(2) 施策の方向

障がいが多様化していることを踏まえ、障がいに対する理解を深め、必要な支援が行えるよう努めます。

(3) 具体的施策

- ・発達障がい児者への支援
- ・高次脳機能障がいについての啓発の推進
- ・難病相談事業等の推進
- ・各種研修会、講習会等への支援

4 安定した生活の支援

(1) 現状と課題

- ・障がい者が地域で自立した生活を送るためには、経済的な基盤の確立が不可欠。
- ・障がいの特性や経済的な課題により、住まいの確保が困難な場合がある。

(2) 施策の方向

障がいのある人の経済的・社会的自立を支援するため、社会保障制度等の利用の促進を図るとともに、日常生活上の便宜を図るための用具の支給や、住まいの確保に関する施策を推進します。

(3) 具体的施策

- ・各種制度の利用の促進
- ・外出や移動の支援【拡充】
- ・国への所得保障の要望
- ・日常生活用具の給付や補装具の支給【拡充】
- ・住まいの安定確保に対する支援

II 保健・医療

1 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

(1) 現状と課題

- ・身体障がいの原因は「疾病」が多くため、予防や早期発見が必要と考えられる。
- ・妊産婦健康診査や乳幼児の健康相談などの実施により、必要な支援を行っている。

(2) 施策の方向

障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見の推進を図り、出生から高齢期に至る身体及び精神の健康保持・増進等のため、健康診査等の各種施策を推進します。

(3) 具体的施策

- ・障がいの早期発見【拡充】
- ・子育て支援の推進
- ・疾病予防対策の充実

2 保健・医療の充実等

(1) 現状と課題

- ・適切な保健・医療サービスが受けられるよう、必要に応じて医療費等の公費負担制度による支援を図ることが重要であり、福祉サービスの提供とともに、保健・医療サービスを一体的に提供することで、障がいのある人の生活の質の向上を図ることが不可欠。

(2) 施策の方向

障がいの早期発見及び障がいに対する医療の提供により、障がいの軽減並びに重度化・重複化、二次障がい、合併症及び感染症の防止を図るとともに、障がいのある人に対応した適切な保健サービスを提供します。

(3) 具体的施策

- | | |
|--------------------|--------------|
| ・保健事業等の推進 | ・医療費の給付等 |
| ・歯科保健、医療の推進 | ・受診しやすい環境の整備 |
| ・難病を有する人への保健・医療の充実 | |

3 精神保健・医療の提供等

(1) 現状と課題

- ・精神障害者保健福祉手帳の交付数や自立支援医療（精神通院医療）受給者数は増加傾向であり、多種多様な支援が必要となっている。
- ・精神科への受診に時間要する場合があり、適切な診断や治療が受けられない場合がある。

(2) 施策の方向

精神障がいに関する市民の理解及びメンタルヘルスの増進に向けて取り組むとともに、支援について保健・医療・福祉の連携強化の取組を実施します。

(3) 具体的施策

- | | |
|--------------------------------|------------|
| ・精神障がいや精神障がいのある人に対する正しい理解の促進 | |
| ・心の健康対策の充実 | ・日中活動の場の充実 |
| ・公共交通機関の運賃割引の要望 | |
| ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた検討 | |

第3節 いきいきと暮らすための自立と社会参加の促進



I 教育・育成

1 相談支援体制の整備

(1) 現状と課題

- ・障がいのある子どもに対しては、できるだけ早期に必要な指導訓練を行うことで、基本的な生活能力の向上を図り将来への社会参加へとつなげていく必要がある。
- ・障がい児に対する支援は、妊娠期から学校卒業後にわたって、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携を取りながら支援を行うことが重要である。

(2) 施策の方向

就学前の障がいのある子どもへの療育は、次のライフステージである学齢期以降に向けてのスタートラインと位置付け、本人が将来的に安心して社会参加できるよう、早期の相談により障がいの程度に応じたきめ細やかな支援を実施するとともに、就学後においても継続した切れ目ない療育を行います。

(3) 具体的施策

- ・相談支援体制の充実
- ・特別支援保育、教育に従事する保育士等の資質の向上
- ・関係機関との連携の強化
- ・療育機関の専門性の向上
- ・医療的ケア児に対する総合的な支援体制【拡充】

2 学校教育の充実

(1) 現状と課題

- ・各学校に特別支援教育コーディネーターを配置しているほか、特別支援教育相談員による相談や教育支援懇談会における専門家の意見聴取などを行っている。
- ・1人1人の障がいの程度に応じて、特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室において特別な教育課程のもど指導が行われているほか、本人及び保護者の意向を尊重した中で、通常の学級での支援も実施している。

(2) 施策の方向

就学時の教育相談等を通じて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、本人や保護者の意向を最大限尊重し、一人一人のニーズに応じた連続性のある多様な学びの場において適切な指導や支援を行うため、合理的配慮の基となる基礎的環境整備を進め、可能な限り共に教育を受けられるよう配慮するとともに、交流及び共同学習を推進します。

(3) 具体的施策

- ・学校と関係機関との連携による相談支援体制の強化
- ・教職員の専門性と資質の向上
- ・特別支援学級等の開設及び特別支援教育補助指導員の配置
- ・医療的ケア児童生徒への対応
- ・交流及び共同学習の推進【再掲】

II 雇用・就労支援

1 障がい者雇用・就労の促進

(1) 現状と課題

- ・障害者雇用促進法による基づく雇用率が上がり、より多くの障がい者雇用が求められている。
- ・障がい者は、勤務先での理解、障がいや健康状態にあった働き方、適切な報酬を求めており、こうした環境が増えることで障がい者の雇用促進が図られ、職場定着が進む。
- ・障がい者が就労を継続するためには、就業面だけではなく、生活支援と一体となった総合的な支援が必要。
- ・福祉的就労は社会参加進めるという役割を担っているが、本人の能力や意向に応じて一般就労への移行を促進することが必要。

(2) 施策の方向

障がいのある人が能力を最大限に發揮し、社会で活躍できるよう、その特性に応じ、多様な働き方を可能にする支援の充実を図ります。

(3) 具体的施策

- ・本市における障がいのある人の雇用の推進と職場環境の充実
- ・職場実習の推進
- ・障害者就業、生活支援センターきたのまちとの連携
- ・障害福祉サービス等の質の確保【新規】

2 福祉的就労の底上げ

(1) 現状と課題

- ・就労継続支援事業所では、障がいの特性に応じた支援を行うことが求められるため、サービスの質を確保するため、総量規制について検討を行う。

(2) 施策の方向

福祉的就労の場は、障がいのある人の働く場、また、日中活動における活躍の場として大きな役割を担っていることから、適切な支援を行います。

(3) 具体的施策

- ・業務の委託等の推進
- ・一般就労への移行促進及び定着
- ・新たな連携業務に関する支援
- ・障害者優先調達推進法に基づく優先調達の推進
- ・授産製品の販路機会を確保するための支援
- ・障害福祉サービス等の質の確保【一部再掲】

III 社会参加・活躍

1 障がい者スポーツの振興

(1) 現状と課題

- ・本市では障害者スポーツフェスタ、障害者スポーツ記録大会、障害者スポーツ教室など

を開催している。

- ・パラクロスカントリースキー日本代表等の合宿の受入などを行っている。
- ・障がい者が余暇活動を行うには、障がいに対する理解、経済的な安定、情報、バリアフリーなどの課題がある。

(2) 施策の方向

障がい者スポーツを振興するため、障がいのある人が利用しやすく、様々な競技が楽しめる施設の整備や、情報の提供、障がい者スポーツ指導員が活動できる場の拡充を推進します。

(3) 具体的施策

- ・スポーツ施設のバリアフリー化の推進
- ・障がい者スポーツ指導員の活動の場の拡充
- ・スポーツ合宿等の誘致
- ・障がい者スポーツの情報提供及び普及
- ・各種スポーツ大会等への障がいのある人の参加の支援

2 文化・芸術活動の振興

(1) 現状と課題

- ・障がい者の制作した作品等は障がい者の生活を豊かにするだけでなく、障がいのない人への理解と関心を高める上で効果がある。
- ・障がい者が文化活動をする際、様々な要因により自由な活動が制約されることがあるため、ハード・ソフト等あらゆる面において文化活動における活躍の場を確保するための取組が必要。

(2) 施策の方向

障がいのある人の自立と活躍を促進するため、障がいのある人による文化・芸術活動への取り組みや啓発を支援します。

(3) 具体的施策

- ・文化施設のバリアフリー化の推進
- ・読書環境の整備及び普及
- ・文化活動への参加の支援
- ・作品展等の発表機会の確保等

第4節 安全・安心な暮らしができるバリアフリー社会の実現



I 生活環境

1 住環境の整備

(1) 現状と課題

- ・障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、建築物、道路などの施設や設備のバリアフリー化とともに、「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れる必要がある。

(2) 施策の方向

障がいのある人が地域で安全・安心に生活し、社会参加できるよう、公共建築物、道路、公園等の生活空間のバリアフリー化を推進します。

(3) 具体的施策

- ・市有施設のバリアフリー化
- ・日常生活用具給付における住宅改修
- ・ユニバーサルデザインに配慮した市営住宅の整備

2 障がい者に配慮したまちづくりの推進

(1) 現状と課題

- ・障がい者が外出するに当たり、段差等の物理面とコミュニケーション等の心理面での困りごとがあり、建築物等のハードのほか、制度等のソフトが一体となった総合的なバリアフリー施策が重要。

(2) 施策の方向

障がいのある人が地域で安全に安心して生活し、社会参加できるよう、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、まちなかまで連続したバリアフリー環境の整備とともに、「心のバリアフリー」にも配慮したまちづくりを推進します。

(3) 具体的施策

- ・市街地等のバリアフリー化の推進
- ・音響式信号機等の整備促進
- ・除雪等の推進
- ・路上放置物や違法駐車の排除
- ・低床バスの導入促進
- ・「心のバリアフリー」の普及、促進
- ・「旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例」の推進

3 防災・防犯対策の推進

(1) 現状と課題

- ・災害時の支援体制は、情報提供の基本的な整理、医療及び避難体制の確保に加え、認知的・心理的・物理的な支援を組み合わせた多層的な対応が求められる。
- ・災害に備え、避難行動要支援者名簿の作成と同意を得た上での町内会等への提供し、避難支援等の体制構築やを行った上での、個別避難支援計画の策定が重要。
- ・福祉避難所の拡充を図るとともに、障がい者等のニーズに応じた支援可能な施策やスペ

ース等の確保、受入体制等について具体的な検討を行うことが求められる。

（2）施策の方向

障がいのある人を災害や犯罪から守るために、地域の防災・防犯対策や緊急通報システムの推進など、安全・安心な暮らしを確保するための基盤づくりを整備します。

（3）具体的施策

- ・避難行動要支援者等に係る避難支援
- ・消防機関への緊急通報システムの利用促進
- ・災害発生時に備えた要配慮者利用施設の対策【拡充】
- ・福祉避難所の充実と開設、運営手順の策定
- ・「心のバリアフリー」の普及・促進【再掲】
- ・消費者被害の未然防止

II 情報・コミュニケーション

1 情報提供の充実

（1）現状と課題

・視覚障がい者や聴覚障がい者への情報格差を解消し、コミュニケーションを確保するため、点字、手話、要約筆記の普及も継続して求められている。

（2）施策の方向

ICTの活用により、障がいのある人の個々の能力を引き出し、自立と社会参加を支援するとともに、障がいにより情報格差が生じないよう、既存の事業についても推進します。

（3）具体的施策

- ・SNSによる情報発信の促進
- ・視覚障がいのある人への情報提供方法の拡充
- ・点字シールの貼付
- ・視覚障がいのある人への情報提供の推進
- ・定例記者会見等の手話通訳

2 意思疎通支援の充実

（1）現状と課題

・聴覚障がい者がコミュニケーションをとるため、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣を行っているほか、盲ろう者向けの通訳・介助員の養成・派遣も行っている。

（2）施策の方向

コミュニケーション支援を必要とする障がいのある人の特性に応じた支援体制の充実を図ります。

（3）具体的施策

- ・「旭川市手話言語に関する基本条例」に基づく取組の推進
- ・手話通訳者の派遣の推進
- ・人材の養成
- ・障がいの特性に応じたコミュニケーション方法の啓発・普及の推進
- ・遠隔手話サービスの推進

第3章 計画の推進

【指標の設定】

指標	障がいのある人に対する市民の理解について「かなり深まったと思う」又は「ある程度深まったと思う」と感じている障がいのある人の割合
現状値 (令和7年障害のある人向けアンケート結果)	(1) 身体障がいのある人 : 30.3% (2) 知的障がいのある人 : 22.2% (3) 精神障がいのある人 : 16.0%
目標値	(1) 身体障がいのある人 : 30.3% 以上 (2) 知的障がいのある人 : 22.2% 以上 (3) 精神障がいのある人 : 16.0% 以上
目標値の考え方	前回調査時の割合以上となるよう設定したもの。

参考資料

- 1 第4次旭川市障がい者計画の進捗状況（令和7年6月末日時点）
- 2 第5次旭川市障がい者計画策定のための市民アンケート調査について
- 3 旭川市障害者計画策定部会設置要綱・同策定部会名簿
- 4 旭川市障がい者計画策定庁内会議設置要綱
- 5 計画の策定経過